

令和7年10月1日
水 道 局

積算基準を設定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。
積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定しています。

このたび、令和7年度積算基準を設定し、令和7年10月1日から適用しました。

また、主な改定概要は以下のとおりです。

- 1 令和7年度配水管工事積算基準（開削編）
 - ・工期算定における猛暑日による割増し等を改定
 - ・油圧圧入引き抜き工法の日当たり施工枚数等を改定
 - ・管防護（フランジ継手用耐震型補強金具）の歩掛を設定
 - ・鉄筋工の適用範囲を改定
 - ・切削オーバーレイ工の適用範囲及び日当たり施工量等を改定
 - ・軟弱地盤技術解析業務の標準歩掛を改定
- 2 令和7年度配水管工事積算基準（小管編）
 - ・工期算定における猛暑日による割増し等を改定
 - ・管防護（フランジ継手用耐震型補強金具）の歩掛を設定
 - ・切削オーバーレイ工の適用範囲及び日当たり施工量等を改定
- 3 令和7年度配水管工事積算基準（トンネル編）
 - ・推進工事の送排泥設備に関する標準歩掛を改定
 - ・既設管内調査の解析等業務費の標準歩掛を改定

なお、積算基準は、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）で閲覧できます。

【問合せ先】

水道局建設部技術管理課

直通（03）5000-7995